

評価実施要項及び実績報告書作成要領の改定等について

法人からの意見及び「評価作業マニュアル」の確定に伴い、「評価実施要項」及び「実績報告書作成要領」についても以下のとおり改定いたします。

①法人からの意見に基づく改定について

○ 実績報告書作成要領 P20（留意事項）

- 法人からの意見（資料7 P1 No.3）に基づき、「個性の伸長に向けた取組」に特に関連する中期計画の自己分析・判定に当たっては、当該計画の実施によって、どのような個性がどのように伸長したのかを必ず記述するように改定。

（改定内容）

(2) 留意事項

①「法人の特徴」に記述した「個性の伸長に向けた取組」と関連を有する中期計画については、その関連が明確に理解できるよう、【★】を付した上で、実施状況を記述してください。

なお、実施状況の記述に当たっては、当該計画の実施によって、どのような個性がどのように伸長したのかを必ず記述してください。（24頁「7 達成状況報告書イメージ」参照）

②「戦略性が高く意欲的な目標・計画」については、その取組状況が明確に理解できるよう、実施状況を記述してください。

（略）

○ 評価実施要項 P4（VI 情報公開）

- 法人からの意見（資料7 P13 No.32）に基づき、本文中の「評価」という文言が「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の教育研究の状況についての評価」を指すことを明示するために改定。

（改定内容）

VI 情報公開

機構に対し、本評価に関する法人文書の開示請求があった場合には、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）により、特定の個人を識別できるものや、国立大学法人等に関する情報で開示すると国立大学法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの等の不開示情報を除き、原則として公開します。（略）

※「評価作業マニュアル」にも同様の記載あり。（P3）

②評価作業マニュアルの確定に伴う改定について

特定の取組・計画等の評価方法について

1. 東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等について

○ 評価実施要項 P23（評価にあたっての留意事項）

- ・ 「東日本大震災からの復旧・復興への貢献支援活動等に関係した顕著な取組がみられると判断される場合においては特記します。」とあるが、法人が実績報告書「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」欄に最初に記載した取組を「復旧・復興への貢献・支援活動等に関連した顕著な取組」として評価結果に転載することとしたため、この箇所を改定。

（改定内容）

（評価にあたっての留意事項）

（略）

（東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等について）

- ※ ~~東日本大震災からの復旧・復興への貢献・支援活動等に関係した顕著な取組についてがみられると判断される場合においては特記します。~~

○ 実績報告書作成要領 P20 「(2) 留意事項」

- ・ 「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」と関連を有する中期計画については、その関連が明確に理解できるよう、実施状況を記述してください。」とあるが、「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」については、中期計画と関連付けることはしないため、この箇所を改定。

（改定内容）

①「法人の特徴」に記述した「個性の伸長に向けた取組」~~及び「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」~~と関連を有する中期計画については、その関連が明確に理解できるよう、【★】を付した上で、実施状況を記述してください。

（24 頁「7 達成状況報告書イメージ」参照）

2. 個性の伸長に向けた取組について

- 実績報告書作成要領 P18 「1 法人の特徴の記載」
- 評価実施要項 P35、実績報告書作成要領 P24 達成状況報告書 イメージ
 - ・ 法人が作成する「中期目標の達成状況報告書」の「個性の伸長に向けた取組」欄の記述について、関連する中期計画番号を明記するように改定。

(改定内容)

また、法人の個性の伸長に向けた主体的な取組の内容を「個性の伸長に向けた取組」の項目に、東日本大震災からの復旧・復興への貢献・支援活動等の内容を「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」の項目に、それぞれ記述してください。

なお、「個性の伸長に向けた取組」については、関連する中期計画番号を明記してください。

また、達成状況報告書のイメージについても併せて改定。

- 実績報告書作成要領 P20 「(2)留意事項」
- 評価実施要項 P35、実績報告書作成要領 P24 達成状況報告書 イメージ
 - ・ 法人が作成する「中期目標の達成状況報告書」の中期計画の記述について、「個性の伸長に向けた取組」欄に記述した中期計画には【★】を付し、関連を明確に示すように改定。

(改定内容)

①「法人の特徴」に記述した「個性の伸長に向けた取組」及び「東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組等」と関連を有する中期計画については、その関連が明確に理解できるよう、【★】を付した上で、実施状況を記述してください。

(24 頁「7 達成状況報告書イメージ」参照)

また、達成状況報告書のイメージについても併せて改定。

3. 戦略性が高く意欲的な目標・計画について

- 評価実施要項 P23 (評価に当たっての留意事項)
 - ・ 「戦略性が高く意欲的な目標・計画」については、当該中期計画が計画どおり実施できていない場合においても、プロセスや内容等を考慮し、評価を行う旨を明記。

(改定内容)

iii) 「戦略性が高く意欲的な目標・計画」については、該当中期計画が計画どおり実施できていない場合においても、教育研究の質の向上や高い教育研究水準の実現が確認できる場合には、プロセスや内容等を考慮し、評価を行います。

○ **実績報告書作成要領 P20 「(2) 留意事項」**

- ・ 法人が作成する「中期目標の達成状況報告書」の中期計画の記述において、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」については、取組状況がわかるように記述するように改定。

(改定内容)

②「戦略性が高く意欲的な目標・計画」については、その取組状況が明確に理解できるように、実施状況を記述してください。

学部・研究科等の現況分析結果の活用方法について

○ **評価実施要項 P35、実績報告書作成要領 P24 達成状況報告書 イメージ**

- ・ 法人は中期計画の分析状況の記述においては、現況調査表の観点等の分析状況に記述した内容と特に関連がある場合に、現況調査表の該当箇所を記載することとなったため、達成状況報告書のイメージを改定。

研究業績の水準判定について

○ **評価実施要項 P36、実績報告書作成要領 P25 達成状況報告書 イメージ**

- ・ 法人は中期計画の分析状況の記述においては、研究業績と特に関連がある場合に、「研究業績説明書」の研究業績番号等を記載することとなったため、達成状況報告書のイメージを改定。

評価結果と公表・通知事項について

○ **実績報告書作成要領 P18 「1 法人の特徴の記載」**

○ **評価実施要項 P35、実績報告書作成要領 P24 達成状況報告書 イメージ**

- ・ 評価結果に「大学（又は研究機構）の基本的な目標」を転載することとなったため、法人が作成する「法人の特徴」の記述について、中期目標の前文である「大学（又は研究機構）の基本的な目標」を必ず記載するように改定。

(改定内容)

国立大学法人等は、それぞれ学部・研究科等の構成が異なり、独自の歴史、立地条件や社会の要請等を踏まえた教育研究を展開しています。国立大学法人等に対する理解を深めるために、中期目標に記載している大学（又は研究機構）の基本的な目標を転載した上で、当該目標を補完する観点から、必要と考えられる法人の特徴や特色を記述してください。

また、達成状況報告書のイメージについても併せて改定。

- 評価実施要項 P28～29、実績報告書作成要領 P40～41 評価報告書 イメージ
 - ・ 中期目標の達成状況に関する評価結果に「法人の特徴」欄、「評価結果<<概要>>」欄、「判定結果一覧表」を設けることとしたため、評価報告書のイメージを改定。
- 評価実施要項 P30、32、実績報告書作成要領 P42、44 イメージ
 - ・ 学部・研究科等の現況分析結果に「現況分析結果（概要）」を設けることとしたため、評価報告書のイメージを改定。
- 評価実施要項 P31、33、実施報告書作成要領 P43、45 評価報告書 イメージ
 - ・ 評価結果の「質の向上度」について、「判断理由」を分析項目ごとに記述することとしたため、評価報告書のイメージを改定。

ヒアリング等の手続きについて

- 評価実施要項 P21、P24
- 実績報告書作成要領 P27
 - ・ 「ヒアリング時の確認事項」という文言について、「**ヒアリングに向けての確認事項**」と改定。

③その他文言等の改定について

作業内容の明示のための改定

評価作業の内容をより明確に記載するため、文言を以下のとおり改定。

○ 評価実施要項 P8

(改定内容)

2 学部・研究科等の現況分析

(略)

(1) 教育の調査・分析

(略)

③ 各学系部会は、書面調査による分析結果を基に、教育の現況分析結果（素案）を作成して、達成状況判定会議へ提出します。

④③ 各学系部会は、書面調査での調査・分析結果を取りまとめる際、不明な点の確認のために、必要に応じて、国立大学法人等へ問い合わせを実施します。

⑤④ 各学系部会は、~~書面調査による分析結果~~問い合わせに対する回答を基に、教育の現況分析結果（素案）を修正した現況分析結果（原案）を作成して、達成状況判定会議へ提出します。

(2) 研究の調査・分析

(略)

③ 各学系部会は、書面調査による分析結果を基に、研究の現況分析結果（素案）を作成して、達成状況判定会議へ提出します。

④③ 各学系部会は、書面調査での調査・分析結果を取りまとめる際、不明な点の確認のために、必要に応じて、国立大学法人等へ問い合わせを実施します。

⑤④ 各学系部会は、~~書面調査による分析結果~~問い合わせに対する回答を基に、研究の現況分析結果（素案）を修正した現況分析結果（原案）を作成して、達成状況判定会議へ提出します。

※「評価作業マニュアル」にも同様の記載あり。（P7）

○ 評価実施要項 P9

(改定内容)

3 中期目標の達成状況評価

(1) 書面調査の実施

(略)

② 書面調査では、国立大学法人等の中期目標の項目に沿って、中期計画の実施状況を分析し、「教育に関する目標」及び「研究に関する目標」等それぞれについて達成状況を総合的に判断します。
~~なお、「研究に関する目標」の達成状況は、研究業績についての水準判定結果を参考にして判断します。~~

③ 各グループは、書面調査での調査・分析結果を整理し、達成状況の評価結果（素案）を作成した上で、ヒアリングでの調査内容の検討・整理を行います。

(略)

(3) 達成状況の評価結果（原案）の作成

各グループは、~~書面調査による分析結果~~ヒアリングでの確認結果を基に、達成状況の評価結果（素案）を修正した得られた知見を加え、達成状況の評価結果（原案）を作成します。

※「評価作業マニュアル」にも同様の記載あり。（P8）

誤謬等の修正

○ 評価実施要項 P1、実績報告書作成要領 P1

- ・ 本文中の表記に誤記があったため修正。

(修正内容)

(2) 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請事項

第2期中期目標期間の教育研究評価を行うに当たって、法人評価委員会から、機構に対して次の要請がなされています。

○ 評価実施要項 P4

- ・ 本機構のウェブサイトについて、URL の表記に誤記があったため修正。

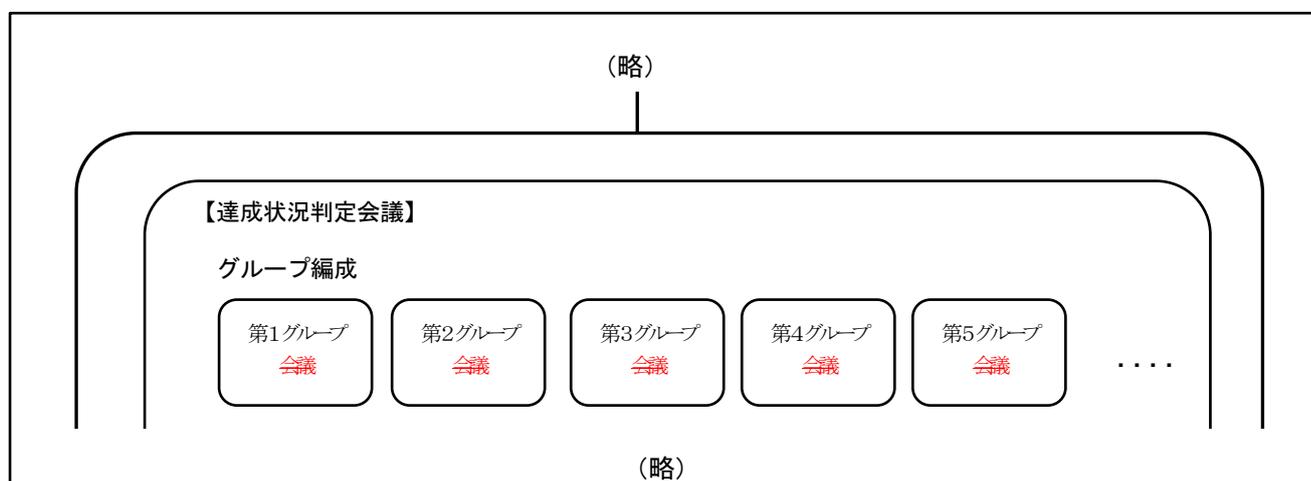
(修正内容)

(2) 評価報告書は、国立大学法人等に提供するとともに、ウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp>) への掲載等により、広く社会に公表します。

○ 評価実施要項 P5～6

達成状況判定会議の「グループ」の表記に誤記があったため修正。

(修正内容)



(2) 達成状況判定会議

(略)

- ② 達成状況判定会議は、評価委員会委員及び専門委員によって構成します。具体的な評価を実施するために、会議内に対象国立大学法人等の状況に応じた以下に示す8つの「グループ」を編成します。

(略)

グループ：第1グループ会議、第2グループ会議、第3グループ会議、第4グループ会議、第5グループ会議、第6グループ会議、第7グループ会議、第8グループ会議 (計8グループ)

※「評価作業マニュアル」にも同様の記載あり。(P4～5)

○ 評価実施要項 P7

- ・ 研究業績水準判定組織について、専門部会の表記に誤記があったため修正。

(修正内容)

(4) 研究業績水準判定組織

(略)

研究業績水準判定組織の専門部会注)：情報学基礎、計算基盤、人間情報学、情報学フロンティア、環境解析学、環境保全学、環境創成学、デザイン学、生活科学、科学教育・教育工学、~~科学教育・教育工学~~、科学社会学・科学技術史、(略)

○ 評価実施要項 P22、24～25、実績報告書作成要領 P20～21 中期目標の段階判定の区分表

- ・ 中期目標の段階判定の区分表について「目標の達成状況が非常に優れている」等の表記について、文部科学省国立大学法人評価委員会の実施要領に合わせて、「**中期**目標の達成状況が非常に優れている」等と修正。

(修正内容)

小項目の段階判定の区分表

判定を示す記述	左記と判断する考え方
中期目標の達成状況が非常に優れている	取組や活動、成果の内容からみて、 中期 目標の達成状況が非常に優れていると判断される場合
中期目標の達成状況が良好である	取組や活動、成果の状況からみて、 中期 目標の達成状況が良好であると判断される場合
中期目標の達成状況がおおむね良好である	取組や活動、成果の状況からみて、 中期 目標の達成状況がおおむね良好であると判断される場合
中期目標の達成状況が不十分である	取組や活動、成果の状況からみて、 中期 目標の達成状況が不十分であると判断される場合

中項目の段階判定の区分表 (大項目と共通)

判定を示す記述	左記と判断する考え方
中期目標の達成状況が非常に優れている	取組や活動、成果の内容からみて、 中期 目標の達成状況が非常に優れていると判断される場合
中期目標の達成状況が良好である	取組や活動、成果の内容からみて、 中期 目標の達成状況が良好であると判断される場合
中期目標の達成状況がおおむね良好である	取組や活動、成果の内容からみて、 中期 目標の達成状況がおおむね良好であると判断される場合
中期目標の達成状況が不十分である	取組や活動、成果の内容からみて、 中期 目標の達成状況が不十分であると判断される場合
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある	重大な改善が望まれる事項がある場合であって、評価委員会が特に認めた場合

○ 評価実施要項 P7、実績報告書作成要領 P38

- ・ 「科学研究費補助金」に関する記載については、制度の改正に伴い、「科学研究費助成事業」に関する記載に修正。

○ 評価実施要項 P30、32、実績報告書作成要領 P42、44 評価報告書 イメージ

- ・ 現況分析結果の分析項目ごとの水準及び判断理由における「1. 教育活動の状況」等の表記について、分析項目ごとの記述であることをよりわかりやすく示すため、現況調査表の表記に合わせて、「分析項目 I 教育活動の状況」等と修正。

○ 評価実施要項 P37、39、実績報告書作成要領 P8、16 現況調査表 イメージ

- ・ 現況調査表のイメージについて、目次の表記に誤記があったため修正。

○ 実績報告書作成要領 P12

- ・ 「国立大学法人等」の表記に誤記があったため修正。

(修正内容)

(2) 分析項目ごとの水準判定

国立大学法人等が提出する現況調査表では、分析項目ごとの水準判定は求めません。(略)

○ 実績報告書作成要領 P27

- ・ 「評価のスケジュール」について誤記があったため修正。

(修正内容)

7月		書面調査 ○研究業績の水準判定 ○学部・研究科等の現況分析 (「教育の水準」及び「質の向上度」) (「研究の水準」及び「質の向上度」)
8月		
9月		
10月		

○ 実績報告書作成要領 P34

- ・ 「『研究業績説明書』作成要領」においても、P26「実績報告書の提出方法」と同様に研究業績説明書の提出締切（平成 28 年 5 月 31 日（火））について明記。

○ 実績報告書作成要領 P36

- ・ 「社会、経済、文化的意義」の表記に誤記があったため修正。

(修正内容)

なお、重複して選定した研究業績については、(略)「学術的意義」、「社会、経済、文化的意義」、「判断根拠」、「共同利用等」は同一の内容を記述してください。

その他

文意をより明確にするため、文言を以下のとおり改定。

○ 評価実施要項 P1～2

実績報告書作成要領 P1～2

(改定内容)

第1部 教育研究評価の基本方針

I 中期目標期間評価と独立行政法人大学評価・学位授与機構への要請事項

(略)

- (2) 文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請事項

(略)

II 基本方針

(略)

- (2) 評価の~~透明性~~→公正性・透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たす

(略) 評価者に対しては、共通理解の下で評価が行えるよう、評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を行うことにより、評価の公正性を確保します。

(略) また、~~透明性を確保するため~~、評価結果を確定する前に、当該国立大学法人等からの意見の申立ての機会を設けて、~~評価の透明性を確保します~~。 (略)

※「評価作業マニュアル」にも同様の記載あり。(P1～2)

○ 評価実施要項 P4

(改定内容)

V 評価結果とその公表

- (1) 評価結果は、評価報告書として国立大学法人等ごとに作成し、(略)

- (2) 評価報告書は、国立大学法人等に提供するとともに、(略)

※「評価作業マニュアル」にも同様の記載あり。(P3)

○ 評価実施要項 P5

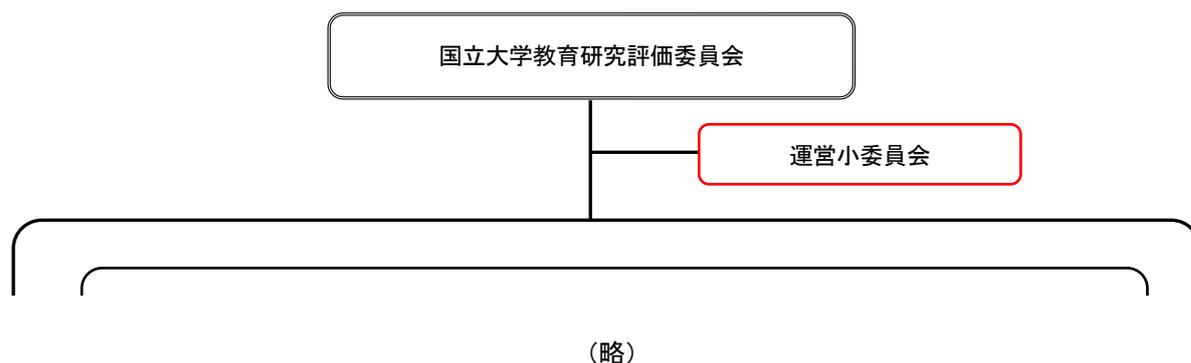
(改定内容)

第2部 教育研究評価の実施体制、プロセス、方法

この第2部では、教育研究評価を実施するための体制、プロセス、方法について説明します。

(略)

(略) この評価委員会の下に、具体的な評価を実施するために、達成状況判定会議及び~~現況分析部会~~とその下に及び研究業績水準判定組織を編成します。



※「評価作業マニュアル」にも同様の記載あり。(P4)

○ 評価実施要項 P6

(改定内容)

1 委員会等の編成

(1) 国立大学教育研究評価委員会

- ① 教育研究評価の基本的方針を定め、その実施に必要な具体的内容、方法等を審議・決定します。
- ② 具体的な評価を実施するために、達成状況判定会議及び~~現況分析部会~~とその下に及び研究業績水準判定組織を編成します。

※「評価作業マニュアル」にも同様の記載あり。(P5)

○ 評価実施要項 P8

(改定内容)

2 学部・研究科等の現況分析

現況分析部会は、次の手順で学部・研究科等ごとに、「教育の水準」及び「質の向上度」の判定並びに~~「研究の水準」~~及び「質の向上度」の判定を行います。

※「評価作業マニュアル」にも同様の記載あり。(P7)

○ 評価実施要項 P9

(改定内容)

4 評価報告書の確定

(略)

(2) 意見の申立て

評価報告書を確定する前に、評価報告書(案)を国立大学法人等に通知し、その内容に対する当該国立大学法人等からの意見の申立ての機会を設けます。申立てがあった場合には、再度、審議を行なった上で、評価報告書を確定します。

※「評価作業マニュアル」にも同様の記載あり。(P8)

○ 評価実施要項 P12、17

(改定内容)

(水準判定に当たっての留意事項)

- i) 水準判定に当たっては、異なる構成・規模の異なる学部・研究科等において、(略)水準判定を行います。

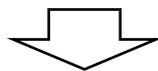
○ 評価実施要項 P21

(改定内容)

中期目標の達成状況評価のながれ

【達成状況判定会議の評価者】

- 中期計画ごとの実施状況の分析
 - ・4段階の判定(22頁参照)
 - ・判断理由の記述



(略)

【研究業績水準判定組織の各専門部会の評価者】

- 研究業績の分析
 - SS、S、それ以外の区分の判定(15頁参照)

【学部・研究科等の現況調査表】

- ・教育に関する現況調査表
- ・研究に関する現況調査表

(略)

○ 評価実施要項 P23

(改定内容)

(評価に当たっての留意事項)

- i) (略) 大学共同利用機関法人の評価に当たっては、法人を構成する個々の研究所等の機能を踏まえて、法人全体の評価を導きます導く必要があります。

○ 評価実施要項 P25

(改定内容)

2 ヒアリング

(略)

(2) 実施方法

機構が準備する開催場所（もしくはテレビ会議等）において、国立大学法人等関係者（責任者）と、評価委員会委員及び専門委員が面談を行います。

なお、以下の場合に限り、対象国立大学法人等へ訪問しヒアリングを含めた調査を実施します。

- ① 中期目標・中期計画に関連する教育研究施設・設備等の確認が必要な場合
- ② 災害等による被災状況等の確認が必要な場合
- ③ その他評価委員会が必要と認める場合

※「評価作業マニュアル」にも同様の記載あり。（P32）